

平成 25 年 5 月 14 日

文部科学大臣  
下村 博文 様

## 平成 26 年度 文部科学省関係予算要望重点事項

一般社団法人 日本発達障害ネットワーク  
理事長 市川 宏伸

### I. 予算要望

#### 1. 特別支援教育体制の更なる整備・拡充

- (1) LD、ADHDを対象とした通級加配の人員を計画的に確保していくこと
- (2) 特別支援教育コーディネーターの拡充
  - ・ 質的向上、複数配置、専任配置、特別支援学校における複数配置
- (3) 特別支援教育支援員の拡充
  - ・ 人員の増員
  - ・ 教科指導を行う学習支援員の育成と増員
  - ・ 特別支援教育支援員の研修の充実
- (4) 特別支援教育における ICT の活用
- (5) リソースルーム等の拡充
- (6) 発達障害の支援を充実するための研究体制の充実

#### 2. インクルーシブ教育の推進

- (1) 発達障害の特性に合せた合理的配慮の在り方を検証し、事例を含め具体的に示すこと等により、発達障害のある児童・生徒に対する合理的配慮を推進・定着させていくこと。
- (2) 特別支援教室構想の具体化について、早急に検討を行うこと

#### 3. 教員の専門性の向上、教員への支援体制の整備

- (1) 教員への指導事例、教材、指導法等の情報の体系化と情報提供体制の整備
- (2) 教員支援の体制整備
- (3) 管理職の研修強化と、管理職登用時の特別支援研修義務化
- (4) 専門職の連携による教員の専門性の向上
- (5) 発達障害教育情報センターによる情報提供の拡充

#### 4. 保育所(園)や幼稚園から義務教育段階への移行支援の充実

- (1) 保育所(園)や幼稚園段階における、個別の教育支援計画や相談支援ファイルの作成・活用
- (2) 個別の(教育)支援計画、相談支援ファイル、支援シート等の作成段階からの専門職の活用
- (3) 個別の教育支援計画や相談支援ファイル等による、保育所(園)や幼稚園から小学校への引き継ぎの制度化

#### 5. 高等学校段階での特別支援教育体制の位置づけの明確化と充実

- (1) 発達障害の生徒に対する教育的配慮の必要性を周知徹底すること
- (2) 入試、授業などにおける配慮の推進
- (3) 「合理的な配慮」における支援の合理性のエビデンス確立のための研究の推進

#### 6. 高等教育における特別支援教育体制の拡充

- (1) 大学や専門学校等に在籍する発達障害のある学生への支援体制の整備

#### 7. 発達障害に関する専門職や外部の人材の教育現場への配置と専門職の人材養成

- (1) 心理職（臨床心理士、臨床発達心理士、学校心理士、特別支援教育士、スクールカウンセラーなど）、作業療法士、言語聴覚士、感覚統合療法などの発達障害の支援方法に精通している専門職の活用
  - ・地域特性に応じた継続的支援のための専門職による巡回支援の積極的な展開
  - ・特別支援学校及び特別支援学級における発達障害の専門職の活用
  - ・複数の専門職種での発達障害支援チーム体制の構築とその展開
  - ・専門職を活用した特別支援学校機能強化モデル事業の拡充
- (2) 特別支援教育支援員の拡充－高等学校への配置、研修の拡充等による専門性の向上

#### 8. 発達障害の特性に応じた災害時支援体制の整備

- (1) 緊急連絡の伝達の体制を整備すること
- (2) 東日本大震災発生に伴う実態の把握と今後の対応策の整備
- (3) 小中高等学校に在籍する発達障害のある児童・生徒に対する支援体制の研究・整備
- (4) 特別支援教育学校に在籍する発達障害のある児童・生徒に対する支援体制の研究・整備
- (5) 県と市の連携の下、発達障害をはじめとする障害のある人のために、特別支援学校を避難所として提供すること
- (6) 発達障害の専門職を現地に派遣し、発達障害児者とその家族、教員等への支援の充実にを図る

(7)発達障害対応災害支援マニュアルの作成および配布

9. 中学校、高等学校における職場実習を含めたキャリア教育の充実

(1) 中学校および高等学校におけるキャリア教育の拡充

- ・作業学習、就労体験、ソーシャル・スキル・トレーニング、職場実習
- ・発達障害の専門職との連携、活用

## II. 中長期的な課題に対する要望

1. 教育関係の法令における発達障害の位置づけの明確化

(1) 学校教育法における、自閉症や発達障害の明文化

(2) 特別支援学校における自閉症や発達障害の位置づけの明確化

2. 通常の学校・学級における特別支援教育を明確に位置付けること

(1) 通常の学校・学級における特別支援教育は、現状、特別支援学校における教育に準じた扱いとなっているが、この状況から脱し、法令や制度の改正も含め、特別支援教育の主たる場として位置付けていくこと。

(2) 学校教育法において、特別支援教育を幼小中高の各章の中に織り込むこと

(3) 幼小中高の学習指導要領において、発達障害を含む障害のある児童に対する、指導方法について織り込むこと。その際、自立活動だけでなく、教科学習面に関する指導方法についても織り込むこと

(4) 現行の「特別支援学校教諭免許状」を「特別支援教育教諭免許状」とする等、特別支援学級、通級による指導等の通常の学校における特別支援教育担当教員も視野に入れた免許制度に改正すること

3. 高等学校段階での特別支援教育体制の位置づけの明確化と充実

(1) 中学校において特別支援学級に在籍していた生徒の受入れに関して、入試で不利益のないような内申点の評価などを実施すること

(2) 入試における配慮について、ガイドラインの明示等による普及・統一化

(3) 高等学校における通級による指導、特別支援学級の設置

(4) 発達障害のある生徒に合わせた教育課程やカリキュラムの導入

4. 教員の専門性の向上、教員への支援体制の整備

(1) 特別支援学級、通級による指導、通常の学級における特別支援教育の拡充のため、特別支援教育に関わる教員の専門性の向上が必要

- ・発達障害の専門職との連携、活用による更なる専門性の向上
  - (2) 現行の「特別支援学校教諭免許状」を「特別支援教育教諭免許状」とする等、特別支援学級、通級による指導等の通常の学校における特別支援教育担当教員も視野に入れた免許制度に改正すること（再掲）
  - (3) 教員養成課程における発達障害を含む障害児に対する教育の基礎理論の履修義務化
5. 学習面の困難に対する取り組みの強化
- (1) LD、ディスレクシア等の視覚認知等に困難をもつ発達障害のある児童生徒が無償かつ容易に利用できるバリアフリー化された教科書や図書等の技術開発および普及の推進
  - (2) LD、ディスレクシア等の視覚認知等に困難をもつ発達障害のある児童生徒の英語教育に関する教授法の開発および普及の推進
  - (3) 読み書き、言語、計算等の様々な学習面の困難に関する、スクリーニングやアセスメント及び指導法に関する研究の推進
6. 中学、高等教育等における職場実習を含めたキャリア教育との充実
- (1) 高校卒業生等に、就労準備教育、就労支援の場の設置
    - ・ 1年程度の専攻科の設置など地域の実態に応じた、多様な場の創出
  - (2) 大学等の高等教育における発達障害のある学生に対する支援体制の整備
  - (3) 定時制高校・通信制高校等の就労支援における発達障害の専門職の活用
7. 専門職の教育現場での活用
- (1) 専門職の教育現場配置に関する法的整備の推進
8. 教育・医療・福祉・労働の横断的連携

以上